

我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘉納治五郎別荘跡地の建物の管理に関し必要な事項を定める。

(名称と位置)

第2条 この要綱に基づき管理する嘉納治五郎別荘跡地の建物の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物	我孫子市緑1丁目10番5号

(管理)

第3条 我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物(以下「嘉納別荘跡地建物」という。)は、我孫子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(開館時間等)

第4条 嘉納別荘跡地建物の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、これを臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 開館時間 午前9時30分から午後3時30分までとし、使用時間は、次の区分によるものとする。

ア 午前 午前9時30分から正午まで

イ 午後 午後1時から午後3時30分まで

(2) 休館日 火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(使用できる施設)

第5条 嘉納別荘跡地建物において、使用できる施設は、次のとおりとする。

(1) 1階和室

(2) 1階洋室

(使用者の範囲)

第6条 嘉納別荘跡地建物を使用できる者は、本市において文化活動を行う団体で、第9条第1項の規定による団体登録を受けたものとする。

(使用日数)

第7条 嘉納別荘跡地建物の使用は、使用時間にかかわらず、1団体につき月2日までとする。

(使用の許可)

第8条 嘉納別荘跡地建物を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を

付することができる。

(団体登録の申請及び承認)

第9条 嘉納別荘跡地建物を使用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に団体登録をしなければならない。

2 前項の団体登録は、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用団体登録申請書(様式第1号)により、行うものとする。この場合において、当該申請は、嘉納別荘跡地建物を初めて使用する日の1月前までに行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録することについての可否を決定し、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用団体登録承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するものとする。

(使用手続)

第10条 前条第3項の規定により団体登録の承認を受けた団体は、嘉納別荘跡地建物を使用しようとするときは、使用日の3月前から来庁、電話又はファクシミリにより予約するものとし、予約する団体が2以上の場合は、先着順とする。

2 前項の規定により使用の予約をした団体は、使用日の1月前までに我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用許可申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、我孫子市嘉納治五郎別荘跡地建物使用許可(不許可)通知書(様式第4号)により、当該団体に通知するものとする。

(使用の制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の制限をすることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とする興業その他これに類似する行為を行うおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理運営上支障があるおそれがあると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 第10条第3項の規定により使用の許可を受けた団体(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた施設の使用について許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は使用の目的に違反したとき。

(3) その他教育委員会が必要があると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 1 4 条 嘉納別荘跡地建物の使用料は、無料とする。

(補則)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、嘉納別荘跡地建物の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。